

森林吸収量の算定方法等に関する検討会開催要領

1 開催趣旨

パリ協定の枠組みにおいて、各国が NDC（国が決定する貢献）」に定める温室効果ガスの排出削減目標に係る野心レベルを順次引き上げていくことが求められる中、2050 年までのカーボンニュートラルの実現を図るためには、ネガティブエミッション（吸収・除去）の促進も重要である。国土の約 7 割を森林が占める我が国は、森林吸収源対策がその主要な役割を担っており、日本の NDC の一環として、森林の整備・保全等を通じた森林吸収量目標を掲げるとともに、京都議定書以降の一貫した手法に基づく森林吸収量の算定業務の実施により、森林吸収量目標の進捗状況の評価にも取り組んできたところである。

一方、近年の我が国における森林資源情報の把握手法の高度化や森林調査データの蓄積により、森林吸収量の算定や将来予測に関して、より正確な分析が可能となってきた。森林吸収量の算定方法の精度向上が図られることは、温室効果ガスインベントリの質を高め、我が国全体の排出削減シナリオにも重要な意味を持つものになると考えられる。このため、現在見直しが進められている地球温暖化対策計画への反映も念頭に置きつつ、森林吸収量の算定方法の見直し、将来の森林吸収量目標の設定のあり方について検討を行うため、森林吸収量の算定方法等に関する検討会を開催する。

2 運営

- 林野庁の主催とし、検討会の事務局は林野庁森林利用課に置く。
- 森林吸収量の算定方法に知見を有する学識経験者から選定し委嘱する。
- 検討会に委員長を置く。委員長は審議の進行を務める。
- 開催形式は、原則として対面とし、委員の要請がある場合には、オンライン併用とする。
- 議事要旨、配布資料は原則公開する。ただし、事務局は、委員長と協議し、本検討会が終了するまでの間において、議事要旨に係る発言の一部、資料の一部を非公開とすることができる。